

**令和５年度宮城県保育士修学資金等貸付事業　募集概要**

1. 事業の目的

指定保育士養成施設（以下「養成施設」という。）に在学する方で保育士資格の取得をし、

卒業後は宮城県内の保育所等で保育士として就業することを目指す学生に対して修学に必要な資金を貸与することで、県内の保育士の確保を図ることを目的とするものです。

1. 貸付対象者 　**※令和４年度より、要綱が改正されております。**

次の全てを満たす学生が対象となります。

* 1. **養成施設に在学し、県内に住民登録をしている又は県内の養成施設に在学していること**
  2. 優秀な学生であって、かつ世帯の経済状況等から真に本修学資金の貸付が必要と認めら

れること

* 1. 他都道府県が実施する保育士修学資金を借り受けていないこと
  2. 卒業後は、宮城県内の保育所等の指定施設において保育士として業務に従事すること



1. 貸付金額と利子

**※年度毎の申請が必要となります。**

・修学資金 　　月額５万円以内（年額６０万円以内）

・入学準備金 　２０万円以内（今年度入学された方）　**※単独貸付可**

・就職準備金 　２０万円以内（今年度卒業される方）**※単独貸付可**

・その他、生活保護受給世帯等は生活費加算を受けることが可能です。

　 ・利 子　　　無利子（ただし、返還期限を過ぎた場合は延滞利子を徴収します）

1. 貸付金返還の免除

卒業後、１年以内に保育士登録を行い、宮城県内の保育所等の指定施設において５年間

（過疎地域で従事した場合又は中高年離職者の場合は３年間）継続して保育士として業務

に従事したとき貸付金の返還が免除されます。

1. 申請の手続き方法

貸付希望者は各養成施設の推薦を受け、各養成施設を通じて申請書類を

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会に提出してください。

**締め切り予定日：令和５年５月３１日（水）**

1. 貸付の決定

提出された申請書等を宮城県社会福祉協議会で審査のうえ、修学資金貸付の可否を決定し、申請者に通知します。

問い合わせ社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会 震災復興・地域福祉部 福祉人材課

人材確保・支援係 貸付事業担当 連絡先（☎ ０２２ － ３９９ － ８８４４ ）

メールアドレス ： m-kashi-jinzai@miyagi-sfk.net